

三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例（案）

（目的及び設置）

第1条 地域住民が多種多様な活動を通じて集い、学び、育ち、持続的で心豊かな町の未来を創造できる拠点施設となることを目的として、三芳町未来創造拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|----------------|
| 三芳町未来創造拠点施設 | 三芳町大字藤久保7237番地 |

（構成施設）

第3条 拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 三芳町児童館の設置及び管理に関する条例（昭和56年三芳町条例第2号）に定める
三芳町立藤久保児童館
- (2) 三芳町役場出張所設置条例（昭和56年三芳町条例第5号）に定める藤久保出張所
- (3) 三芳町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年三芳町条例第14号）に定め
る三芳町立中央図書館
- (4) 地域住民が多種多様な活動を通じて集い、学び、育つことを目的とする地域交流セン
ター

（管理）

第4条 施設の管理について別に定めのある場合を除き、拠点施設の管理に関し必要な事項は、この条例で定めるところによる。

（休館日）

第5条 拠点施設の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第6条 拠点施設の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第7条 拠点施設の施設、備品及び附属設備（以下「施設等」という。）を占用し、かつ使用

しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る条件を付すことができる。

（使用の制限）

第8条 町長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、拠点施設への入館を拒み、又は前条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、町長はその責めを負わない。

- (1) 許可申請に偽りがあったとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) その他施設等の維持管理又は公益上特に必要があると認められるとき。

（遵守事項及び指示）

第10条 町長は、拠点施設の使用者及び入館者の遵守事項について、この条例で定めるもののほか、規則その他で定めることができる。

2 町長は、拠点施設の使用者及び入館者に対し管理上必要な指示をすることができる。

（使用料）

第11条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、拠点施設の備品及び附属設備の使用料は、規則で定める。

（使用料の減免）

第12条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 使用料の減額又は免除の対象及び基準その他必要な事項については、規則で定める。

（使用料の返還）

第13条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 施設等の維持管理又は公益上特に必要があるために使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者が自己の責めに帰することができない理由で施設等を使用することができなかつたとき。
- (3) 規則で定める期間内に使用許可の取消しの承認を受けたとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第15条 使用者は、施設に特別の設備を設置し、又は施設等に変更を加えようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならぬ。第9条の規定により、使用を停止され、又は許可を取り消された場合も同様とする。

(損害賠償)

第17条 自己の責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 施設等の使用の申請及び許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行なうことができる。

別表第1（第11条関係）

使用料

| 区分 | 使用単位 | 使用料 |
|------------|------|--------|
| 多目的ホール（全面） | 1時間 | 1,000円 |

| | | |
|-------------------|------|--------|
| 多目的ホール（ステージ部分を除く） | 1 時間 | 600円 |
| コミュニティスペース | 1 時間 | 900円 |
| 交流室（全面） | 1 時間 | 400円 |
| 交流室（半面） | 1 時間 | 200円 |
| 大会議室（全面） | 1 時間 | 400円 |
| 大会議室（半面） | 1 時間 | 200円 |
| 小会議室 | 1 時間 | 200円 |
| 調理室 | 1 時間 | 300円 |
| 工作室 | 1 時間 | 200円 |
| 活動室 | 1 時間 | 200円 |
| スタジオA | 1 時間 | 200円 |
| スタジオB | 1 時間 | 100円 |
| 屋外広場 | 1 時間 | 2,500円 |

別表第2（第11条関係）

使用料の増額

| 使用区分 | 適用 |
|----------|--|
| 町外使用者の場合 | 町内に住所、勤務先又は通学先を有しない個人又は法人の使用料は、別表第1で定める使用料の2倍の金額とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。 |
| 営利目的の場合 | 1 物品販売その他これに類する活動を目的とする使用料は、別表第1で定める使用料の3倍の金額とする。 2 興行、講座、教室等を開催し、1,000円を超える入場料、受講料その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表第1で定める使用料の3倍の金額とする。 3 1及び2の規定において、町長が特に認める場合はこの限りではない。 |